

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札 参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、徳島県が発注する建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について定めるものとする。

(入札に参加することができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七条）第三十二条第一項各号に掲げる者

(申請書)

第3条 入札に参加する資格（以下「資格」という。）の審査を受けようとする者は、一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント業務等）（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類をそれぞれ一部添付して、知事に提出しなければならない。ただし、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第7条、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示718号）第7条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第7条の規定により現況報告書を提出している者は、当該報告書の写しをもって第1号から第4号まで及び第6号の書類に代えることができる。

- (1) 営業所一覧表（様式第2号）
- (2) 測量等実績調書（様式第3号）
- (3) 主たる営業所が徳島県内にある場合は技術職員名簿（様式第4号）、それ以外の場合は技術者経歴書（様式第5号）
- (4) 法人にあつては商業登記簿の謄本、個人にあつては身分証明書（所轄の市町村長が発行したもの）又はその写し
- (5) 営業に関し、法律上必要とされる登録の証明書又はその写し
- (6) 法人にあつては申請の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人にあつては申請の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書
- (7) 納税証明書（所轄の税務署等が発行したもの）
- (8) その他知事が別に定める書類

(申請書の提出期間)

第4条 前条の申請書は、平成22年1月15日から同月22日までを最初の期間とする隔年ごとの1月15日から同月24日までに提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(資格審査)

第5条 知事は、前2条の規定により申請書の提出を受けたときは、知事が別に定める基準により審査し、資格を認定する。

2 前項の規定による資格の認定は、前条ただし書きの規定により申請書が提出された場合を除き、平成22年5月1日を最初の期日とする隔年ごとの5月1日に行うものとする。

(資格の有効期間)

第6条 資格の有効期間は、前条第2項に定める日から2年間とする。

2 第4条ただし書きの規定により申請書を提出し審査を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、同項の期間の残存期間とする。

(資格の取消し)

第7条 知事は、第2条又は次の各号のいずれかに該当すると認められる者の資格を取り消すことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2 知事は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

(変更届)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、直ちに、一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請変更届（様式第6号）に第3条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその者の氏名
- (3) 営業所の所在地又は電話番号
- (4) 前3号に掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

附 則

この要綱は、平成10年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年11月18日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格（以下「資格」という。）を有する者の当該資格の有効期限については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。